



違法伐採問題を考える国際シンポジウム

日本における現状と課題

2015年6月

宮澤 俊輔

林野庁 木材貿易対策室長

合法性、持続可能性の証明された木材

II

“合法木材”

- 2006年、日本政府は、合法木材をグリーン購入法に基づく環境調達物品のリストに加えた。
- 林野庁は、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインを策定。
- 本ガイドラインは、3つの種類の証明方法を紹介している。

グリーン購入法の活用

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針*の策定(閣議決定・毎年度見直し)

- 各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関(国会、裁判所、各省庁、独立行政法人等)

- 毎年度「調達方針*」を作成公表
- 調達方針に基づき調達推進
- 調達実績の取りまとめ、公表、環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請

*基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく
合法木材の判断基準・調達目標を明記

地方公共団体・地方独立行政法人

- 毎年度、調達方針の作成に努める(努力義務)
- 調達方針に基づき調達推進(努力義務)

事業者・国民

- できる限り環境物品等を選択(一般的責務)

情報の提供

製品メーカー等:適切な環境情報の提供

環境ラベル団体等:エコラベルの取組推進

国(政府):上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更:合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加

[紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材]

○平成27年基本方針変更:合板型枠(公共工事資材のうち)を追加

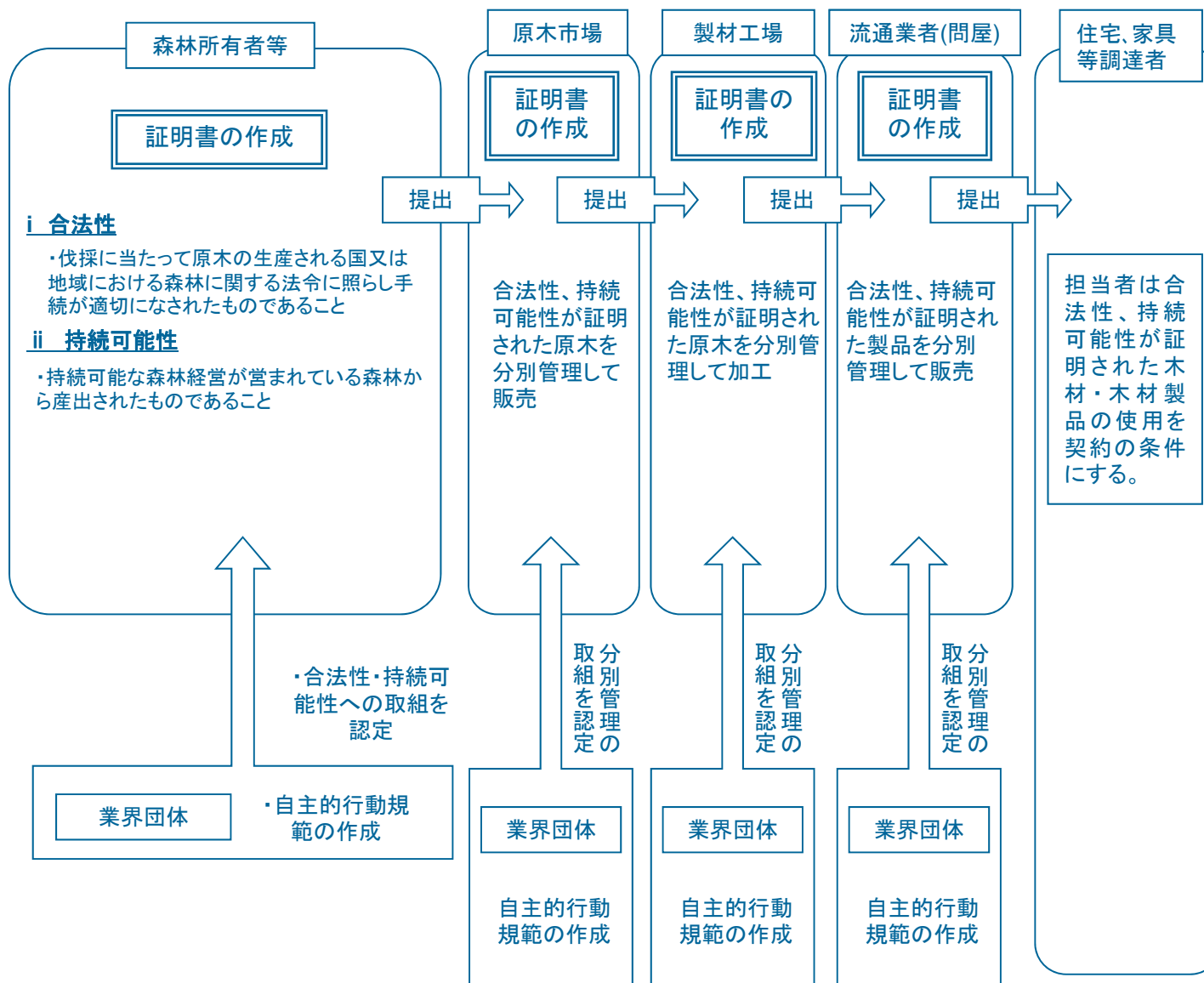
木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

- ・ このガイドラインは、これらの状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。
- ・ 構成は、趣旨及び以下の4章からなる。
 1. 合法性、持続可能性、CoC等の定義
 2. 3つの証明方法
 3. 証明書の保管等
 4. 取組状況の検証と見直し

3つの木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

1. 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法
2. 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
3. 個別企業等の独自の取組による証明方法

2. 関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法



認証された証明書の事例

平成19年3月14日
14 March, 2007

木材・木製品の合法性証明書
Certificate of Legality on Lumber/Wood Products

[Redacted] 様

Certified Company Number 認定番号 : 静岡県木連 [Redacted]
 Company Address 事業者の所在地 : [Redacted]
 Company Name 事業者の名称 : [Redacted]
 Name of the President 代表者の氏名 : [Redacted]

下記の物件は、合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。
 The item below is certified to solely contain legally harvested timber or products there of.

記

1. 樹種 : 榿 Tree Species: *Hinoki Cedar*
 2. 品目 : 丸太 Product Name : Logs
 3. 数量 : 0.544 m³ Quantity : 0.544m³

以上



県産材・合法木材出荷管理表 (出荷証明)

年 月 日

[Redacted] 様

確認欄	出荷担当者	配送者	受入先担当者	出荷管理者	出荷者 静岡県木材業者登録番号 第 [Redacted] 号 県産材取扱業者認定番号 第 [Redacted] 号 合法木材供給事業者認定番号 第 [Redacted] 号 静岡県知事認定林業事業体 [Redacted]

本品は静岡県産材・合法木材であり、下記の通り出荷いたします。

産地	樹種	規格						備考
		末口径	長さ	本数	材積	台数	その他	
合計								

3. 個別企業等の独自の取組による証明方法

規模の大きな企業等が証明方法1又は2の方法によらず、独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で、証明を行う。

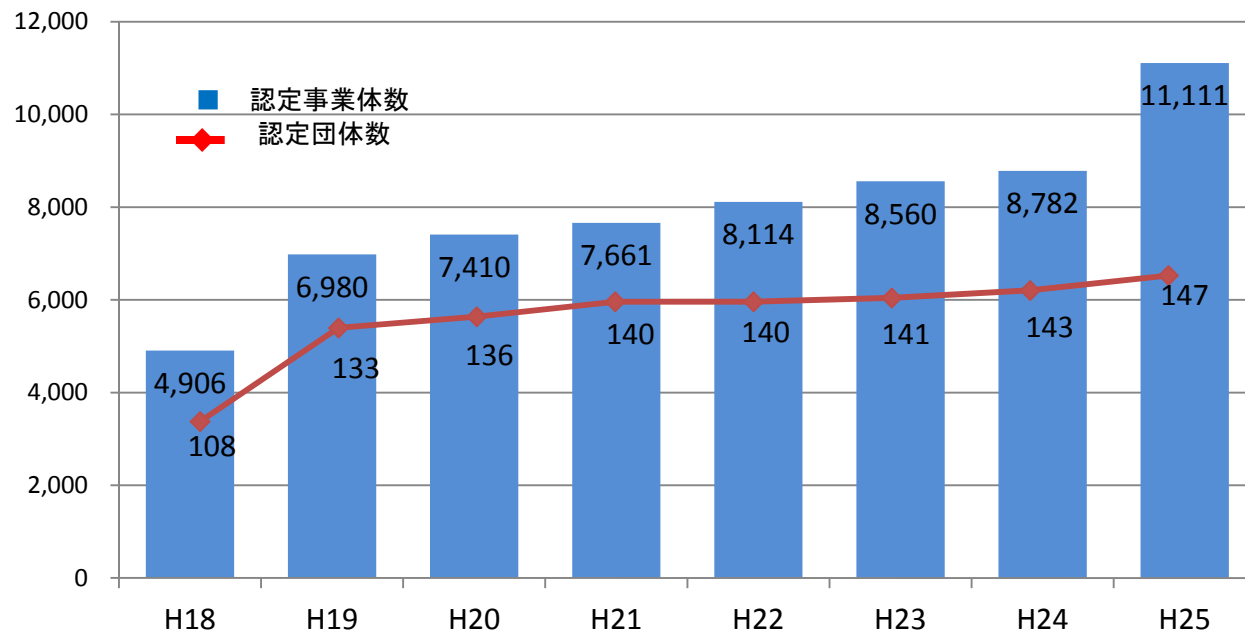
合法性、持続可能性については、証明方法1及び2と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

- 17 製紙会社 (2014月12月 現在)

日本の木材供給者の取組の進捗状況

● 業界団体の自主的行動規範に基づく認定による証明方法の成果

認定団体数と 認定事業体数

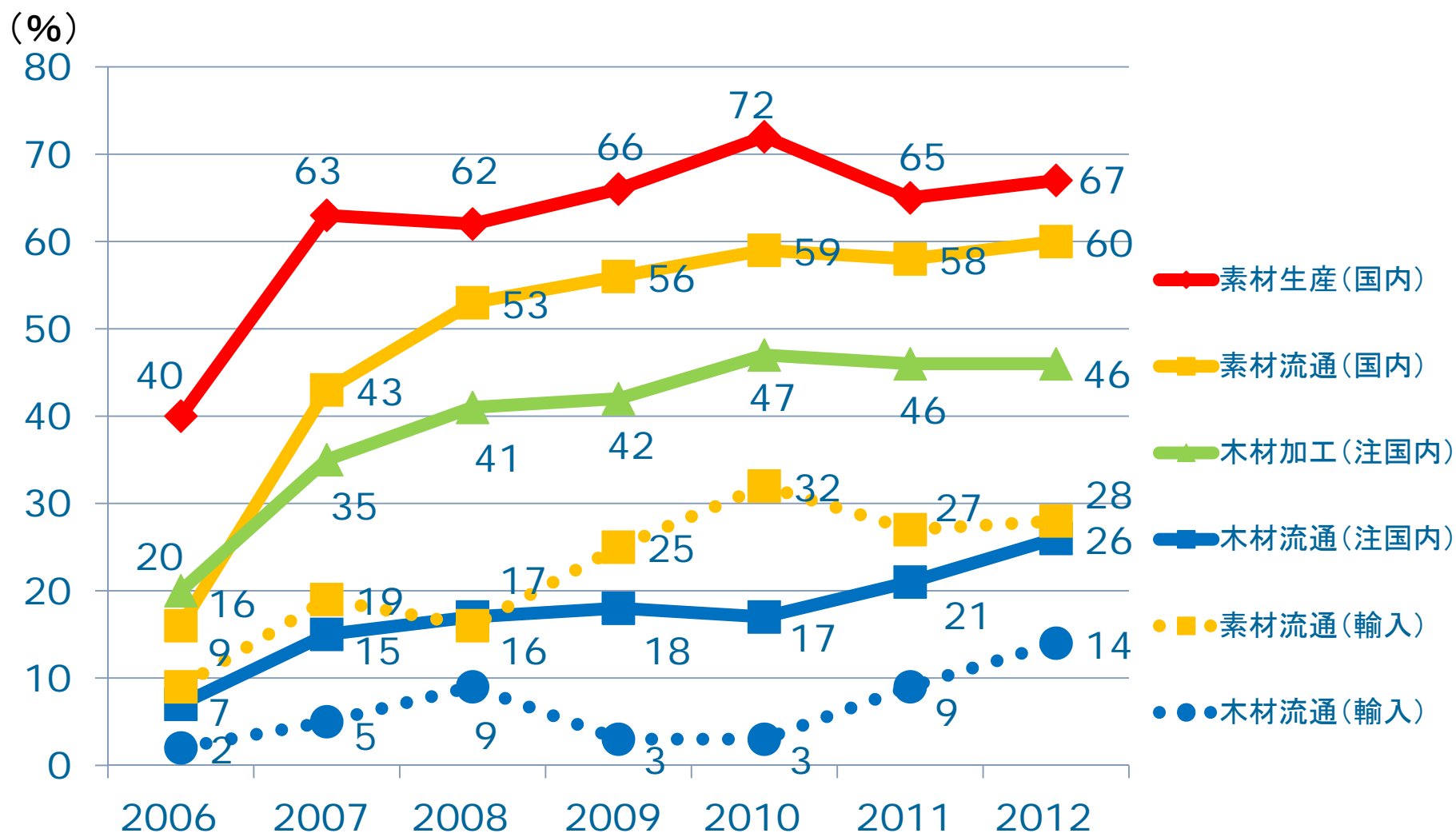


合法木材供給量 (H25)

素材生産(国内) : 8,232,000 m³
木材加工 : 13,124,000 m³
素材輸入 : 1,028,000 m³

((一社)全国木材組合連合会調べ)

合法性が証明された木材の取扱量の推移



注 1 全木連の要請に基づいて実績報告を提出した124認定団体、7,689事業体の集計値

注 2 (国内注) = 国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

違法伐採木材の排除/合法木材の拡大に向けたアプローチ

(欧米豪)

(日本)

デューディリジェンスを中心に排除推進

グリーン購入法等を中心に供給を促進

ネガティブアプローチ

ポジティブアプローチ

生産国で違法性が確定した違法伐採材	違法伐採のリスクが高い木材	違法/合法が不明確な木材	合法木材(その他)	合法木材(森林認証材)
大		違法伐採材リスク		小

- 欧米豪日も、林業政策と法令の執行が適切であり、国内の木材、木材産業の違法伐採リスクは小さい。
- 欧米豪は、木材自給率が高く、輸入木材に対する規制が、国内木材、木材産業に与える影響が比較的小さい(ネガティブアプローチが有効)
- 日本は、木材自給率が低く、国内林業、木材産業の振興を進めている最中であり、輸入木材に対する規制は国内施策との調和が必要(ポジティブアプローチが有効)

	EU(28カ国計)	米国	豪州	日本
木材自給率	101%	99%	114%	29%

(出典: FAOSTAT、平成25年木材需給表)

注) 米国、欧州、豪州については、原木(丸太)、製材、合板及びチップの国内生産量の合計を、(国内生産量+木材輸入量-木材輸出量)で割った数値を自給率とした。

違法伐採対策の強化に向けて

「違法伐採」のリスクを大きく分類してみると、

ステージ	内 容	生産国の対応 (違法伐採リスク)
0	政府による法令、施行状況や企業による法令遵守状況は良好	特になし (違法伐採のリスクは低い)
1	X国のA社が違法伐採を行っている、証明書を偽造している等の地元紙による報道やNGOによる調査報告	生産国政府は行動前。 (違法伐採のリスクが低いとはいえない)
2	A社の社員が警察に逮捕される	生産国政府が行動開始 (違法伐採のリスクが高い)
3	A社が裁判で有罪判決を受ける	生産国政府が充実した対応 (違法伐採の事実が法的に確定)

- ステージ3は、外国政府にとっても「違法伐採材」として扱って差し支えないが、それ以前の状態では、現地政府が「違法」性を確定しておらず、「違法伐採のリスクが高い」ととどまる。
- 違法伐採の未然防止には、早期の段階で対策を講じることが重要だが、汚職や買収等もからみ容易でない。
- 生産国から消費国に対して、ステージ1、2など早期に情報提供がされると有益。
- 消費国は、ステージに応じた差異のある対応を、各国の実情に応じて充実させていくことが重要。
- ポジティブアプローチとネガティブアプローチは、それぞれのメリット、デメリットに留意しつつ、上手に取り入れていくことが重要。

違法伐採対策は「みんな」が取り組まないと
解決が難しい問題です

**To combat illegal logging,
all stakeholders' participation
is essential.**

みなさんのご協力をよろしくお願ひします
Let's tackle this issue together.

ご静聴ありがとうございました
Thank you !